

第10回 北陸銀行若手研究者助成金 研究実績報告書

氏名	所属・職名	助成金額	
羽賀 由利子	人間社会研究域法学系・准教授	720,000 円	
研究課題名	人格に関する諸権利と国際契約をめぐる現代的課題		
研究の概要	<p>〔研究開始当初の背景, 研究の目的, 研究の方法等について記入〕</p> <p>人格に関する権利の概念は伝統的には不法行為分野で発展し、従来は何らかの侵害が生じてからその保護が論じられてきた。しかし現代社会においては、例えば肖像等、自己に関する情報の利用に関して、その主体となる人自身で決定する局面が多々見られる。さらに、ボーダレス社会の進展によって、これらの法益に関する契約が国際的になされることも珍しくない。ところが、人格に関する権利についての法制度は国によって異なり、その抵触 (conflict) の解法は必ずしも明らかではない。そこで本研究は、かような契約の当事者の予測可能性に資するため、人格に関する諸権利についての国際的な契約がなされる際、国際私法上どのような法的課題が存在し、いかに解決されるべきかを検討する。</p>		
研究の成果	<p>〔成果の具体的内容、意義、重要性及び今後の展望等について記入〕</p> <p>伝統的不法行為法においては、人格に関する諸権利はそれぞれ個別の名称により、個々の権利 (ないし利益) として概念されてきたが、いずれの法益にも共通する重要な点は「情報」であると把握できる (例えば肖像はその人の風貌についての情報であり、氏名はその人の呼名称に関する情報である)。</p> <p>これらの情報に関する契約条項は、多くの場合、ある特定の利用態様について異議を申し立てないとする内容である。そうならば、不法行為に基づく権利を放棄するという点で、不法行為の問題と把握する可能性はある。しかし、国際私法では不法行為の問題は結果発生地に連結されるため、予測可能性の観点からも、また、恣意的な準拠法選択の可能性という点からも、この解法を採用するのは困難であるように思われる。</p> <p>さらに、GAFA に代表される IT 巨人の例を引くまでもなく、情報にかかる契約においては一方当事者が強い立場にある。これを踏まえれば、消費者保護の視座も重要となる。情報の主体となる者の保護に関する法規が法選択を超えて強行的に適用される可能性は、十分に考慮されなければならない。特に情報に関する法制度整備は、特にこの数年、目覚ましい発展を見せる (例えば 2018 年施行の一般データ保護規則 (GDPR) 等)。これらの変化も踏まえて、今後さらなる分析が必要である。</p>		
研究成果発表状況	<p>〔雑誌論文, 学会発表, 図書, 新聞掲載, 研究に関連して作成した Web ページ等について記入〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 羽賀由利子「国際私法における人格に関する諸権利についての予備的考察」金沢法学 61 巻 1 号 (2018) 59-110 頁 報告「GDPR の沿革とその内容」金沢大学法学類・第一東京弁護士会司法研究委員会信託法研究部会共同シンポジウム「GDPR と情報信託の交錯」(2018 年 12 月 15 日開催) 		
経費の執行状況	費目	事項 (主な使用事項を記載)	執行額 (円) (費目毎総額を記入)
	物品費	文献 (和書・洋書)、資料整理用ファイル等	261,050
	旅費	学会・研究会参加にかかる旅費	458,950
	人件費・謝金		
	その他		